

事業者排出量削減計画書

		<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更	平成26年11月4日
(宛先) 京都市長				
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽金仮31番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京聯自動車株式会社 代表取締役社長 武田 義裕 電話 075-661-2121		

主たる業種	一般乗用旅客自動車運送業(タクシー・ハイヤー業)					細分類番号	4	3	2	1		
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ											
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで											
基本方針	エコドライブの更なる推進・啓蒙 燃費向上の対策強化											
計画を推進するための体制	社長を本部長に全社を挙げて削減に取り組み、運行管理部中心の指導・管理委員会での更なる目標を決める。											
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率						
	事業活動に伴う排出の量	3,185.9 トン	3,170.8 トン	2,999.8 トン	2,830.4 トン	-5.8 パーセント						
	評価の対象となる排出の量	3,185.9 トン	3,170.8 トン	2,999.8 トン	2,830.4 トン	-5.8 パーセント						
	目標の根拠	LPGガスの使用量を前年度比0.5%減少に加え、今後の車両数減少を見込んで計画。										
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率					
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (走行距離×1/10000)	5.19	5.17	4.89	4.61	-5.77 パーセント					
		事業活動に伴う排出の量 ()										
	原単位の指標及び目標の根拠	上記の排出量に対して、走行距離は基準年度の走行距離で固定。										
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考							
	83.0 パーセント	100.0 パーセント	108.0 パーセント	108.0 パーセント								
具体的な取組及び措置の内容	(26) 年度	車両毎・乗務員毎の使用量及び燃費の管理・指導の徹底。										
	(27) 年度	車両の代替により、燃費の向上を図る。										
	(28) 年度	車両の代替により、燃費の向上を図る。										
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	公共交通機関の利用の促進										
	上記の措置を採用する理由	会社立地が、最寄りの駅・バス停から遠く、徹底できない。										
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考							
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン								
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン								
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン								
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン								
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン								
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン								
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	環境運行と安全運転を実施し、会社と環境に優しい企業活動を行う。											
特記事項	第一計画期間を通じて車両台数の減少が生じたため、平成25年度実績を基準年度排出量とする。											

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。